

公 告

隠岐広域連合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年隠岐広域連合条例第 6 号。以下「指定手続等条例」という。）第 2 条の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者になることを希望するものを次のとおり募集する。

平成 29 年 9 月 1 日

隠岐広域連合長 池田 高世偉

1 施設の概要

(1) 名称

レインボープラザ

(2) 所在地

島根県松江市学園 1 丁目 8 番 8 号

(3) 建物の構造

本館：鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 6 階

プロパン庫：鉄筋コンクリート造スレート葺平屋

(4) 面積

延床面積 2,099.71 m²

敷地面積 1,843.25 m²

(5) 主な施設

シングルルーム：28 部屋、ツインルーム：2 部屋、デラックスツインルーム：1 部屋

和室：2 部屋、患者等宿泊ルーム：5 部屋（洋室 3 部屋、和室 2 部屋）

大会議室：1 部屋、小会議室：1 部屋、和会議室：1 部屋

レストラン、事務室、駐車場：30 台

※上記は平成 29 年度の大規模改修工事後の部屋数

[変更内容] 和会議室 1 部屋を解体、シングルルーム 3 部屋を増室

シングルルーム 25 部屋 ⇒ 28 部屋 和会議室 2 部屋 ⇒ 1 部屋

2 管理の基準

(1) 供用時間

終日

(2) 供用日

年中無休

ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、広域連合長の承認を得て供用日を変更することができる。

(3) 施設の利用の許可及び制限に関する事項

- ① レインボープラザの設置及び管理に関する条例(平成14年隠岐広域連合条例第19号。以下「設置管理条例」という。)第7条第2項各号に該当する場合は利用を許可しないことができる。
- ② 設置管理条例第8条各号に該当する場合は、利用の許可を取り消すことができる。

(4) 隠岐広域連合情報公開条例の適用について

指定管理者は、隠岐広域連合情報公開条例(平成17年隠岐広域連合条例第16号)の規定に基づき、情報公開の努力義務を負う。また、指定管理者に指定された後で隠岐広域連合と締結する協定書において、隠岐広域連合から管理業務に関する文書等の提出の求めがあった場合には、これに応じなければならない義務を負う。

(5) 隠岐広域連合個人情報保護条例の適用について

指定管理者は、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、個人情報の適正管理に関して隠岐広域連合個人情報保護条例(平成17年隠岐広域連合条例第17号)の規定に基づき徹底した個人情報の保護に努める義務を負う。

(6) 利用料金

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2の規定に基づく「利用料金制」を採用する。

利用料金制度とは、自らが企画・実施する各事業の収入等を直接自らの収入とすることができる制度。したがって、その管理運営に係る収支について、一定の責任を負うことになり、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められる。

3 業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務は次に掲げる業務とし、詳細は別に配布するレインボープラザ管理業務基準書(以下「基準書」という。)によるものとする。

- ① 施設等の維持管理に関する業務
- ② 利用の許可に関する業務
- ③ 利用料金の収受に関する業務
- ④ 施設内での朝食提供に関する業務
- ⑤ その他前各号に掲げる業務に付随した業務

(2) 利用者サービスに関する業務(自主事業)

自主事業とは、指定管理者が施設の設置目的の範囲内で、広域連合長の承認を得て魅力ある事業を独自に展開することをいう。

4 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで(5年間)

ただし、法第244条の2第11項の規定に基づき、当該公の施設の管理の適正を期するために隠岐広域連合が行う必要な指示に指定管理者が従わない場合、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合がある。

5 指定管理業務に関する経費等

設置管理条例第11条の規定により指定管理者が収受する利用料金その他の収入及び隠岐広域連合が支払う指定管理料をもって、当該費用に充てるものとする。

(1) 指定管理料

- ① 指定管理料の額は、応募者の提案事項とする。
- ② 各年度の指定管理料は、応募時の提案を基に、隠岐広域連合と指定管理者の協議によって定める。

※平成30年4月より寝具及びカーテンのリース契約（5年償還）を指定管理者において別途締結して頂きます。

6 申請の資格

- (1) 島根県内に事務所を置く又は置こうとする団体（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない団体等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号にいずれかに該当すると認められる事実がない団体等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続をしていない団体等であること。
- (5) 隠岐広域連合及び隠岐広域連合の構成団体（島根県、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止の措置を受けていない団体等であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、主たる事務所が所在する市町村における市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない団体等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体等であること。
- (8) 選定委員会委員が役員を務める団体等でないこと。

7 申請の手続

(1) 提出書類

指定管理者指定申請書（指定手続等条例施行規則に定める別記様式）に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に提出すること。

- ① 事業計画書（様式第2号）
- ② 収支計画書（様式第3号）
- ③ 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体等にあつては会則等）
- ④ 当該団体等の前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録（法人以外の団体等にあつては収支決算書等）

- ⑤ 団体の概要を記載した書類
 - ⑥ 役員名簿
 - ⑦ 主たる事務所の所在する市町村の市町村税について、滞納がない旨の証明書
 - ⑧ 指定管理料提案書（別記様式）
- (2) 提出部数
 正本1部 副本(写し)10部
- (3) 提出場所及び方法
 12に記載する場所まで郵送又は持参
- (4) 提出期限
 平成29年10月31日(火)午後5時15分までとする。
 (郵送の場合は書留とし、平成29年10月31日(火)までに必着のこと。)
- (5) 申請にあたっての留意事項
- ① 申請にかかる経費は、全て申請者の負担とする。
 - ② 提出された書類は、返却しない。
 - ③ 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
 - ④ 新たな団体等を設立する場合は、その団体等を申請者とする。
 - ⑤ 複数の団体での共同による申請の場合は、その団体の名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
 - ⑥ 候補者の選定後に関係書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

8 基準書等の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間
 平成29年9月1日(金)から平成29年10月20日(金)までの毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土・日曜日・祝日は除く。
- (2) 配布場所
 12に記載する場所。また、隠岐広域連合のホームページからもダウンロードできる。
 (アドレス：<http://okikouiki.jp/soumu/>)

9 現地説明会及び資料の閲覧

- (1) 現地説明会
- ① 開催日 平成29年9月15日(金) 13:00～
 - ② 開催場所 レインボープラザ
 - ③ 内容 公告及び管理業務基準書の説明、施設見学
 - ④ 参加申込方法
 現地説明会参加申込書(別紙1)に必要事項を記入し、平成29年9月13日(水)午後5時15分までに、12に記載する場所まで申し込むこと。(1団体の出席者は3名まで)

(2) 資料の閲覧

① 閲覧資料

施設図面、過去4年間の稼働率実績及び収支実績等

② 閲覧期間

平成29年9月1日(金)から平成29年10月20日(金)までの毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土・日曜日・祝日は除く。

③ 閲覧場所

12に記載する場所。

④ 閲覧資料のデータ提供を希望する場合は、12に記載する場所まで申し込むこと。

10 指定管理者の候補者の選定基準

(1) 審査の方法

指定管理者の候補者の選定にあたっては、隠岐広域連合公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、下記の点を基準として総合的に判断する。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ⑤ 前4号に掲げるものの他、広域連合長が別に定める基準。

(2) 審査の内容

① 応募資格審査

各団体からの提出書類により審査を行い、結果は平成29年11月6日(月)までに申請者に連絡する。

② 審査方法

申請者によるプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを行う。

③ 審査日時及び場所

平成29年11月中旬頃を予定。日時、場所等については、別途連絡する。

④ 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、書面で通知するとともに、審査内容の概要を隠岐広域連合ホームページ等で公表する。

11 質問事項の受付

公告及び基準書の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

平成29年9月1日(金)から平成29年10月20日(金)まで

(2) 受付方法

質疑書（別紙2）に記入の上、12に記載する場所までFAX又は電子メールで提出すること。

(3) 回答方法

1週間以内にFAX又は電子メールで回答する。ただし、質問内容によっては1週間以上かかる場合もある。

12 問合せ先

住 所	〒685-0104 島根県隠岐郡隠岐の島町都万 2016 番地
担 当	隠岐広域連合事務局総務課 木村
T E L	08512-6-9150
F A X	08512-6-3330
MA I L	y-kimura@okikouiki.jp